

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 () 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造行田支所) 二
- 一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価公聴会の開催の中止 (温暖化対策課) 二
- 生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 三
- 生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 () 四
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 () 四
- 生活保護法による介護機関の指定 () 五
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 () 七
- 生活保護法による指定介護機関

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 () 八
- 生活保護法による指定介護機関の辞退の届出 () 一〇
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 一〇
- 測量法に基づく公共測量の終了 () 一〇
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 一〇
- 幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一一
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 一一
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 一一
- 県道川越栗橋線の区域の変更

- 北本県土 (選管委) 一四
- 県道平沼中老袋線の区域の変更 (東松山県土) 一二
- 一般国道百四十号の区域の変更 (秩父県土) 一二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 一三
- 県道幸手停車場線の区域の変更 (杉戸県土) 一三
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一四
- 政治資金規正法に基づく政治団

- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 一四
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 一六
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 二四
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消 () 二四

告示

埼玉県告示第二百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉

玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

- 平成二十年一月二十九日
- 一 申請のあった年月日 埼玉県知事 上田 清司
- 平成二十年一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会
- 三 代表者の氏名 光本 信成
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県所沢市松葉町十七番地の2浅野ビル三階

五 定款に記載された目的

この会は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによつて、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

埼玉県告示第百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 パン工房カウベル

三 代表者の氏名
大塚 よしみ

四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木宮内三百五十二-1

五 定款に記載された目的
この法人は、心身障害者の方に対し、障害福祉サービス事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総

務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人騎望の会

三 代表者の氏名
金久保 欣治

四 主たる事務所の所在地
埼玉県北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷五百七十九番地一

五 定款に記載された目的
(変更前)この法人は、障害者生活

ホームの設立と運営を支援し、地域で様々な援助を必要とする人々の権利と生活擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、人間関係作り、社会参加に関する事業を行い、全ての人々が生き生きと生活できる地域社会

作りに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百二十五号

埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)第十六条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第五十一号(一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価公聴会の開催について)により公告した次の公聴会の開催を中止する。
平成二十年一月二十九日
埼玉県知事 上 田 清 司

一件名

一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十年二月二日(土) 午前十時から正午まで 上里町役場四階大会議室

イ 平成二十年二月三日(日) 午前十時から正午まで 深谷市岡部公民館

三 都市計画決定権者の名称
埼玉県

四 中止の理由
公述の申出がなかったため

埼玉県告示第百二十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお
 いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機
 関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
 平成二十年一月二十九日
 埼玉県知事 上田清司

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ユズリ葉メンタルクリニック	中江雅人	熊谷市銀座一―一五二	平成二十年一月四日
さの小児科クリニック	佐野仁彦	川口市芝西二―二七―一六SSビル二F	平成十九年十一月二十七日
おおばクリニク	大場富哉	越谷市北越谷二―三二―一	平成二十年一月一日
白石内科小児科医院	医療法人白石内科小児科医院	鳩ヶ谷市坂下町一―二二―六	平成十九年十二月一日
恵光会高橋眼科	医療法人恵光会	ふじみ野市上福岡一―二二―二二	平成十九年十二月一日
みどり耳鼻咽喉科	龍見京良	北葛飾郡松伏町上赤岩八四一―一	平成二十年一月七日
ふれあい橋クリニク	山崎義矩	北葛飾郡松伏町上赤岩八四一―一	平成二十年一月八日
塩原歯科医院	塩原丞司	所沢市小手指町二―三―七フェリス小手指一〇七	平成十九年十二月十九日
大原歯科医院	大原博	狭山市東三ツ木一〇二―一―一五	平成十九年十二月十九日
さいとう歯科医院	斉藤和則	草加市谷塚町六五七―九	平成十九年七月一日
ふじかわ歯科医院	藤川宗之	草加市青柳五―二二―二八	平成十九年十二月七日
フアマミリー歯科	永倉義夫	新座市馬場四―七―八まさごビル二F	平成十九年十一月一日
医療法人社団愛&安めぐみ歯科	医療法人社団愛&安	久喜市吉羽七二六―一	平成十九年十一月一日
医療法人社団石黒歯科医院	医療法人社団石黒歯科医院	坂戸市千代田三―二二―三二二〇二	平成十九年十二月二日
ライト薬局西川口店	ジェイ・イー・エイチ株式会社	川口市西川口一―二六―四	平成十九年十二月一日
朝日堂薬局	安井伸行	行田市佐間一―〇―八	平成十九年十二月二十日
アサヒ薬局北越谷店	有限会社カシマ	越谷市北越谷二―三二―一セントローズ一階B号	平成二十年一月一日
コスモス調剤薬局	株式会社メデイカルジャパン	坂戸市八幡一―一―一五三	平成十九年十二月四日
株式会社ハート薬局	株式会社ハート薬局	日高市北平沢五二二―一	平成二十年一月七日
おごせ薬局	小林知嘉子	入間郡越生町越生東二―七―二五	平成十九年十二月七日
あけぼの薬局白岡店	有限会社あけぼの	南埼玉郡白岡町白岡八六二	平成十九年十月一日
なのはなさくら調剤薬局	株式会社エムアイコーポレーション	北葛飾郡松伏町上赤岩八四一―四	平成二十年一月八日
訪問看護ステーション四季	株式会社ベストメデイカルライフ	所沢市くすのき台一―八―四	平成十九年十二月十四日

二 指定施術者

氏名	住所	施設		指定年月日
		名称	所在地	
木原 正徳		ワイズ川越整骨院	川越市旭町一―四―二旭フラット1F	平成十九年十二月二十一日
佐々木 幸二		ささき接骨院	越谷市赤山本町一―一―一	平成十九年十二月二十七日
下山 聡史		下山接骨鍼灸院	草加市金明町三五―一六―一〇四	平成二十年 一月 五日
岡田 高慶		株式会社ふれあい在宅マッサージ	さいたま市緑区中尾九六三―三―二二〇一	平成十九年十二月 十四日

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

名称	変更前	変更後
医療法人社団聖門会だてクリニック	所在地 川口市伊刈五七三―一	川口市芝高木一―七―八
扶顛堂たかぎクリニック	所在地 高木病院	扶顛堂たかぎクリニック
タカラ薬局	所在地 川口市芝二四八九	川口市芝下三―一―二

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後
坂本 暁	施術所所在地	比企郡滑川町羽尾三七三八―二	比企郡滑川町羽尾五三五一―六
	施術所名称	坂本接骨院	さかもと接骨院

埼玉県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	廃止年月日
めぐみ 歯科	久喜市吉羽七二六―一	平成十九年 十月三十一日
ファミリー 歯科	新座市馬場四―七―八まさごびル2F	平成十九年 十月三十一日
白石 内科	鳩ヶ谷市坂下町一―一四―四〇	平成十九年十一月 三十日
小児科 医院	行田市佐間一―一〇―八	平成十九年十二月 二十日
朝日堂 薬局	川口市北園町二―二―二三	平成十九年 十月三十一日
北園 薬局	草加市谷塚町五七八 梅香堂ビル2F	平成十九年 六月 三十日
さいとう 歯科医院	ふじみ野市上福岡一―二―一	平成十九年十一月 三十日
高橋眼科 診療所	東松山市幸町二―一―三	平成十九年十二月 二日
平田 医院		

埼玉県告示第百二十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
東 所 沢 クリニッ ク	所沢市東所沢一三二一〇お茶の水一号館二階	医療法人社団志光会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 訪問看護	平成十九年十一月一日
石丸安世記念熊谷ディアベタスクリニック	熊谷市玉井南一―一	石丸安明	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成十九年十一月一日
フ ァ ミ リ ー 歯 科	新座市馬場四―七―八まさごビル二F	永倉義夫	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十一月一日
訪問看護ステーション四季	所沢市くすのき台一―八―四	株式会社ベストメディカルライフ	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年十二月十四日
花 あ か り	蓮田市江ヶ崎一九六四―一四六	株式会社花あかり	訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成十九年十二月二十一日
オ レ ン ジ ケ ア	川口市芝六八二六	有限会社オレンジケア	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年十二月二十一日
デイサービスセンター遊・菖蒲	南埼玉郡菖蒲町下栢間二三六二	株式会社ウイズネット	通所介護	平成二十年一月七日

ケアプラン花ごころ すぎな草加	春日部市谷原一―三―四サ―バス春日部二〇五号 草加市神明二―三―一ドミール金田七〇一号室	株式会社ライズ 特定非営利活動法人たすけあいすぎな草加 居宅介護支援 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	介護予防通所介護 居宅介護支援 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成十九年十二月一日 平成二十年一月四日
有限会社シー・エー・シー	熊谷市弥藤吾一五―一五	有限会社シー・エー・シー	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 通所介護	平成十九年十二月十七日
デイサービスセンターシャングリラ中西	熊谷市中西三―一―一―三〇	有限会社オフィストゥーワン	介護予防通所介護	平成十九年十二月十二日
ヘルスレント東松山ステーション	東松山市松葉町一―二四―一〇	株式会社ダスキんくりはら	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十年一月九日
よりあいの家くるみ	大里郡寄居町桜沢四九一―七	特定非営利活動法人るうぶ	特定介護予防福祉用具販売 通所介護	平成二十年一月四日
三芳グループホームそよ風	入間郡三芳町上富一五四六―九	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
所沢グループホームそよ風	所沢市小手指南五―一六―三	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
大井グループホームそよ風	ふじみ野市大井一―六―一四	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
上福岡グループホームそよ風	ふじみ野市上ノ原一―五―八	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
東松山グループホームそよ風	東松山市東平二―一六四―三	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
新座北野グループホームそよ風	新座市北野一―五―一六	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日
坂戸西グループホームそよ風	坂戸市戸口五五九―二	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日

埼玉県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

坂戸東グループホームそよ風	坂戸市中小坂七八一―四	株式会社日本メデイケアサポート	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月 一日
---------------	-------------	-----------------	----------------------------------	-------------

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
さいとう 歯科 医院 タカラ 薬局 芝 店 医療法人社団愛友会 介護老人保健施設三郷ケアセンター	所在地 所在地	草加市谷塚町五七八梅香堂ビル二F 川口市芝二四八九 介護老人保健施設三郷ケアセンター	草加市谷塚町六五七―九 川口市芝下三―一―二 医療法人社団愛友会 介護老人保健施設三郷ケアセンター	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設
オレンジケア訪問看護ステーション	名 称	オレンジケア	オレンジケア訪問看護ステーション	介護予防訪問看護 訪問看護
ホームヘルプサービスふれあい	所在地	羽生市上岩瀬六六〇	羽生市西四―一―一六ソレイユ羽生二〇五号	介護予防訪問看護 訪問介護
ヘルスレント東松山ステーション けあ ビジ ョ ン 蓮 田	名 称 名 称	ユニテッドレントオール東松山ストア 株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センターすずらん蓮田 蓮田市東五―二―一三蓮田NKB二F	ヘルスレント東松山ステーション けあビジョン蓮田 蓮田市東六―二―一會田ビル二F	福祉用具貸与 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 居宅療養管理指導
医療法人社団聖門会 だてクリニック	所在地	川口市伊刈五七三―一	川口市芝高木一―七―八	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導

埼玉県告示第百三十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
 平成二十年一月二十九日
 埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
清風苑ホームヘルプサービス	深谷市本田四九一五一	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年 一月 一日

埼玉県告示第百三十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
 平成二十年一月二十九日
 埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
東 所 沢 クリニッ ク	所沢市東所沢一三二一〇	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成十九年 十月三十一日
石 丸 病 院	熊谷市玉井南一一	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成十九年 十月三十一日
平 田 医 院	東松山市幸町二二三	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年十二月 二日
北 園 薬 局	川口市北園町二二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 十月三十一日
朝 日 堂 薬 局	行田市佐間一〇一八	居宅療養管理指導	平成十九年十二月 二十日

株式会社福祉の街 庄和営業所	春日部市西金野井三二四一九六	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十一月三十日
有限会社 オレンジケア	川口市芝六八二六	福祉用具貸与	平成十八年七月三十一日
オレンジ ジェア	川口市芝六八二六	居宅介護支援	平成十八年七月三十一日
グループホーム 椿峰やすらぎ	所沢市小手指南五一六一三	訪問介護	平成十八年七月三十一日
グループ指定居宅介護支援事業所	久喜市東五―四―四三	介護予防訪問介護	平成十九年十一月三十日
オリープ指定訪問介護事業所	久喜市東五―四―四三	認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
グループホーム 大井やすらぎ	ふじみ野市大井一―六―一四	居宅介護支援	平成十九年十一月三十日
グループホーム 新座やすらぎ	新座市北野一―五―一六	訪問介護	平成十九年十一月三十日
株式会社福祉の街 西入間営業所	入間郡毛呂山町長瀬七二〇―二五	認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
グループホーム 上福岡やすらぎ	ふじみ野市上ノ原一―五―八	介護予防防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
有限会社 ハッピー介護サービス	北足立郡伊奈町栄五一―一五七	福祉用具貸与	平成十九年八月一日
グループホーム 三芳やすらぎ	入間郡三芳町上富一五四六―九	介護予防福祉用具貸与	平成十九年十一月三十日
グループホーム東松山 やすらぎ	東松山市東平二一六四―三	認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
グループホーム坂戸 やすらぎ	坂戸市中小坂七八一―四	介護予防防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
おひさま介護サービス 久喜	久喜市東二―一―一六	認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
おひさま介護サービス 狭山	狭山市祇園三―二五	介護予防防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日
有限会社 オレンジケア	川口市芝六八二六	訪問介護	平成十九年十一月三十日
グループホーム坂戸西やすらぎ	坂戸市戸口五五九―二	介護予防訪問介護	平成十九年十一月三十日
		福祉用具貸与	平成十八年七月三十一日
		認知症対応型共同生活介護	平成十九年十一月三十日

かるな訪問介護ステーション	所沢市荒幡一〇四〇一	介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問介護	平成十九年十二月三十一日
フアミリー歯科	新座市馬場四一七七八 まさごビル二F	介護予防訪問介護 居宅療養管理指導	平成十九年 十月三十一日
介護用品専門店コア	入間市下藤沢四一五一五	介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年十二月三十一日

埼玉県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり辞退の届出があった。
平成二十年一月二十九日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	辞 退 年 月 日
渡 辺 歯 科 医 院	北葛飾郡栗橋町伊坂四六九一五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 一月 一日

埼玉県告示第百三十四号

測量計画機関の長である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合理事長藤倉芳武から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四

- 一 測量計画機関
上尾市大谷北部第四土地区画整理組
合
- 二 作業種類
公共測量(三級水準測量)
- 三 作業地域
上尾市大字荻丁目の一部地域
- 四 作業期間
平成二十年一月二十一日から平成二十年二月一日まで

埼玉県告示第百三十五号

平成十九年埼玉県告示第千三百三十一号で公示した公共測量(三級及び四級基準点測量)は、平成十九年十二月十四日終了した旨測量計画機関の長である上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代表者埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十年一月二十九日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平

平成二十年一月二十九日
埼玉県知事 上田清司

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―二二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市小前田字本田四一四番地他八筆

三

雨水流出抑制施設の容量

一〇二八立方メートル

埼玉県告示第三百三十七号

大利根町から幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十八号

大利根町から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年一月九日

指令杉整第一九〇〇五五一号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十三日第百一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部一

四五四―二、一四五五、一四七―二、

一四九一、一四九二、一四九三、一五〇〇―二、一五〇一―二、一五〇二、

一五〇三、一五〇四、一五〇五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町和戸一丁目五番九号

株式会社 アイランド・システム

代表取締役 榎本 和男

埼玉県告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

指令杉整第一九〇一三〇一号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十三日第百二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字中妻字前田一七

一九一―一、一七二三―三、一七二五―二、一七二六―二(第二工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字騎西三八―一〇

松井建設株式会社

代表取締役 松井 勝

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年一月二十九日

埼玉県春日部県税事務所長

人見 正明

氏名又は名称	長谷川利子
代表者の氏名	長谷川利子
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県行田市矢場二丁目一番二十二号
指定取消年月日	平成十九年七月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤 善孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越栗橋線

一三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	桶川市大字川田谷字稲荷二六五六番一地先から同市川田谷字稲荷二八一九番一地先まで		八・〇九 二二二・〇九	一七三・〇〇	地方特定道路(改築)工事による。
旧			一一・五〇 二五・八二		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十年一月二十九日

その関係図面は、平成二十年一月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沼中老袋線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新A 旧A	川島町大字飯島字山崎八六番一地先から同町大字飯島字山崎五五番一地先まで		十二・一六 十二・二〇	五一・九〇	町事業(雨水幹線工事)に伴う橋梁架替工事のための迂回路の設置
新B			八・〇〇 八・一〇	六〇・〇〇	

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十年一月二十九日

その関係図面は、平成二十年一月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	秩父市荒川上田野字上下石原六五番一地从先から同市荒川上田野字上下石原七六番一地从先まで		九・六四〇	一四・三〇〇	一三六・六〇	橋りょう架換工事に伴う仮設道設置	
旧			一〇・七〇〇				

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成二十年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

指定番号	指 定 年 月 日	指 定 し た 道 路 の 位 置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成二十年一月十八日	大里郡寄居町大字寄居字中道百三十六番一	四・〇〇	十五・〇〇	大里郡寄居町大字桜沢八百八十八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手停車場線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	幸手市中一丁目四四七二番一地从先から同市中一丁目六二五三番地先まで		一八・〇〇〇	二二・九〇〇	二八一・九〇〇	道路改築工事である	
旧			九・五五〇				

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人俊仁会 埼玉よりい病院	大里郡寄居町大字用土三九五番地

埼玉県選管告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
(平成19年12月1日~12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

(一) 政党の支部

政治団体	名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党	大滝支部	千島 茂	清川 徳好	秩父市大滝七二六	平成十九年十二月十七日

(二) その他の政治団体

政治団体	名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井しんいち	後援会	島村 繁夫	田士 勇一	南埼玉郡宮代町百間六―五八三―二	平成十九年十二月十日
おおとね	太陽の会	田熊 英夫	篠崎 忠宏	北埼玉郡大利根町砂原六一六―五	平成十九年十二月十九日
おもいやり	生き生き上尾をつくる市民の会	平野 佳洋	大野 芳子	上尾市上一二九六	平成十九年十二月十日
元気な	吉川をつくる会	奥居 義久	小川 芳子	吉川市きよみ野二―九―一五	平成十九年十二月十九日
しばさき	勝巳後援会	国井 幸次	戸田 勝之	宮代町東条原一八九―一	平成十九年十二月二十五日
しばさき	清を育てる会	遠藤 梯子	榎本 晃	新座市馬場一―一〇―三	平成十九年十二月七日
田中ハルカ	後援会	大野 康	田中 延和	飯能市下赤工四五―七	平成十九年十二月十二日
デイープリン	パク党	伊藤 隼人	三上 千絵	朝霞市仲町一―三―二―三〇五	平成十九年十二月五日
日本栄養士連盟	埼玉支部	平野 孝則	水野 文夫	さいたま市浦和区高砂三二一〇―四埼玉建設会館	平成十九年十二月十二日

埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

(平成19年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県ときわ会支部	代表 表 増本 治夫		中島 克己	平成十九年十二月 十二日
自由民主党志木支部	主たる事務所の所在地 志木市柏町一―二六―一八		志木市本町二―四―三五	平成十九年十二月 四日
自由民主党ときわ支部	名称 自由民主党ときわ支部		自由民主党都幾川支部	平成十九年十二月 十四日

日本共産党埼玉東部北地区委員会	代表 表 比企郡ときわ町田中一三一―三	赤岸 雅治	比企郡都幾川村大附六四五	平成十九年十二月 十九日
-----------------	---------------------	-------	--------------	--------------

民主党埼玉県参議院選挙区第2総支部	会計 責任者 醍醐 和男	神風 英男	片野 広隆	平成十九年十二月 二十五日
民主党埼玉県総支部連合会	会計 責任者 神風 英男	原崎 伸彦	神崎 功	平成十九年十二月 十一日
民主党埼玉県第14区総支部	会計 責任者 原崎 伸彦		照喜名 威	平成十九年十二月 六日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青 芦 会	会計 責任者 柳 栄		堀口 彌助	平成十九年十二月 二十六日
大野 松 茂 後 援 会	代表 表 久保田 金治	柴崎 宇平	山田 和夫	平成十九年十二月 二十五日
小菅 たけお 後 援 会	会計 責任者 柴崎 宇平		片野 広隆	平成十九年十二月 二十五日
埼玉県市議団協議会	主たる事務所の所在地 川口市並木一〇二三(自民党川口市支部内)	醍醐 和男	片野 広隆	平成十九年十二月 二十五日
さ わ や か 会	主たる事務所の所在地 川越市古谷上五九二八―三		川越市古谷上五六六四―二	平成十九年十二月 十一日
し ぶ や 実 後 援 会	主たる事務所の所在地 新座市東北一―三―九成城ビル	山田 政弘	朝霞市三原一―六一―一	平成十九年十二月 十四日
神 風 英 男 後 援 会	主たる事務所の所在地 新座市東北一―三―九成城ビル		久保 俊和	平成十九年十二月 七日
鈴木 英 美 後 援 会	代表 表 三郷市彦成一―二八六		三郷市谷口三九七―三	平成十九年十二月 五日
住みよい三郷をつくる会	主たる事務所の所在地 三郷市彦成一―二八六	竹腰 毅	高木 靖夫	平成十九年十二月 二十六日
成田のぶよし後援会	代表 表 松本 清一郎		芳野 要次	平成十九年十二月 十日
西村 たけじ 後 援 会	代表 表 田中 怜		篠田 銀治	同 右
日本共産党鈴木智後援会	主たる事務所の所在地 蕨市中央五―九―七	根岸 ひろ子	蕨市中央四―九―七―二〇三	平成十九年十二月 二十七日
根岸 義 幸 後 援 会	代表 表 根岸 ひろ子		田中 政一	平成十九年十二月 二十一日
原谷 まちづくりの会	代表 表 若林 操		内田 寅雄	平成十九年十二月 六日
む さ し の 青 年 会	代表 表 土橋 勇司		田中 信行	平成十九年十二月 十四日

主たる事務所の所在地

富士見市東みずほ台二一九一六 所沢市南永井二二一六

平成十九年十二月 十四日

埼玉県選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成19年12月1日)と12月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

自由民主党埼玉県参議院選挙区第二支部

平成十九年十二月二十二日

平成十九年十二月二十七日

自由民主党埼玉県西第5区第1支部

平成十九年十一月三十日

平成十九年十二月十三日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

天野ゆきおと明日を語る会

平成十九年十二月 六日

平成十九年十二月 六日

新井 敏 後援会

平成十九年十二月 八日

平成十九年十二月 十四日

安藤 秀 男 後援会

平成十九年十一月 三十日

平成十九年十二月 十九日

古寺 貞 之 後援会

平成十九年十一月 十六日

平成十九年十二月 三日

権頭 す す む 後援会

平成十九年十二月 十九日

平成十九年十二月 二十日

彩 浩 会

平成十九年十二月 二十六日

平成十九年十二月 二十六日

松英会(松原英一後援会)

平成十九年十二月 十日

平成十九年十二月 十二日

白川 ひ で つ ぐ 後援会

平成十九年十二月 九日

平成十九年十二月 十二日

政治環境研究会 久和会

平成十九年十一月 十六日

平成十九年十二月 十八日

高橋 東 治 後援会

平成十九年十一月 三十日

平成十九年十二月 十二日

所沢みんなの市長をつくる会

平成十九年十二月 四日

平成十九年十二月 四日

根岸 義 幸 後援会

平成十九年十二月 十八日

平成十九年十二月 二十一日

原 ひ ろ あ き 後援会

平成十九年十二月 二十六日

平成十九年十二月 二十六日

ふじみ野市政治研究会

平成十九年十二月 二十二日

平成十九年十二月 二十六日

松川 や す あ き 後援会

平成十九年十一月 三十日

平成十九年十二月 二十七日

吉田 文 則 後援会 賢友会

平成十九年十一月 三十日

平成十九年十二月 十三日

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。
平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

緑 会

別記二(平成19年12月1日〜12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称
元 気 な 吉 川 を つ く る 会
田 中 ハ ル カ 後 援 会
別記三

政治団体の名称 自由民主党上里支部
報告年月日 平成19年12月27日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 2,750,297円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 2,750,297円

(2) 支出 総額 2,750,297円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

ア 寄附

ア a 法人からの寄附

イ その他の収入 297円

合 計 2,750,297円

〔寄附の内訳〕

ア 法人からの寄附

(団体の名称) (金額) (事務所の所在地)

(株) 関口組 100,000円 本市

(株) 清香園 100,000円 本市

(株) 田部井建設 100,000円 熊谷市

真下建設(株) 1,000,000円 本市

内藤建設工業(株) 300,000円 本市

(株) 金子組 500,000円 本市

その他の寄附 650,000円 本市

平成十九年十一月 十六日

平成十九年十二月 三日

解散年月日

平成十九年十二月 一日

平成十九年十二月 十九日

平成十九年十二月 十二日

平成十九年十二月 十二日

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(イ) 人件費 106,500円

(ロ) 備品・消耗品費 31,702円

(ハ) 事務所費 803,600円

イ 政治活動費

(イ) 組織活動費 200,960円

(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 1,163,535円

ア 宣伝事業費 1,163,535円

(イ) 寄附・交付金 444,000円

合 計 2,750,297円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県参議院選挙区第二支部

報告年月日 平成19年12月13日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額 40,746,836円

(1) 収入 総額 28,728,587円

ア 前年繰越額 12,018,249円

イ 本年収入額 40,746,836円

(2) 支出 総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(イ) 自由民主党本部 12,000,000円

イ その他の収入 18,249円

合 計 12,018,249円

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	5,784,560円
(イ) 備品・消耗品費	1,159,076円
(ウ) 事務所費	2,793,908円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	398,919円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,014,360円
a 宣伝事業費	4,014,360円
(ウ) 寄附・交付金	26,596,013円
合計	40,746,836円

政治団体の名称 **自由民主党埼玉県西第5区第1支部**
 報告年月日 平成19年12月19日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	116,000円
ア 前年繰越額	116,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	116,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	116,000円
(ア) 寄附・交付金	116,000円
合計	116,000円

政治団体の名称 **天野ゆきおと明日を語る会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **天野 幸 男**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**
 報告年月日 平成19年12月6日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
------------	--

(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **新井敏後援会**
 報告年月日 平成19年12月14日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **安藤秀男後援会**
 報告年月日 平成19年12月19日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **古寺貞之後援会**
 報告年月日 平成19年12月3日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	32,498円
ア 前年繰越額	32,498円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	32,498円

2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	32,498円

1 収入・支出の総額	
------------	--

(イ) 組織活動費
合計 32,498円

政治団体の名称 権頭すすむ後援会
報告年月日 平成19年12月20日
(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,733円

ア 前年繰越額 10,733円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 10,733円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(イ) 組織活動費 10,000円

(ロ) その他の経費 733円

合計 10,733円

政治団体の名称 彩浩会

資金管理団体の届出をした者の氏名 原 浩 明

資金管理団体の届出に係る公職の種類 川口市議会議員

報告年月日 平成19年12月26日
(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 松英会 (松原英一後援会)
報告年月日 平成19年12月12日
(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

1 収入・支出の内訳

(イ) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円
(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 白川ひでつぐ後援会

報告年月日 平成19年12月12日
(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 113,001円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 113,001円

(2) 支出総額 113,001円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 4,000円

イ 寄付附 (2人)

(ロ) 寄付附 109,001円

合計 113,001円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (金額) (寄附者の住所)

イ 白川 秀 嗣 80,000円 越 谷 市

ロ その他の寄附 29,001円

ア 経常経費 17,984円

(イ) 備品・消耗品費 3,270円

(ロ) 事務所費

イ 政治活動費

(ウ) 組織活動費
 (イ) 寄附・交付金
 合計

(1) 収入総額 113,200円
 ア 前年繰越額 113,200円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 52,500円

政治団体の名称 政治環境研究会久和会

資金管理団体の届出をした者の氏名 井上久

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成19年12月18日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,385,619円

ア 前年繰越額 4,385,619円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,385,619円

ア 前年繰越額 4,385,619円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 26,260円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ウ) 組織活動費 26,260円

合計 26,260円

政治団体の名称 高橋東治後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋東治
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 日高市議会議員
 報告年月日 平成19年12月12日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

合計 (平成19年分)

1 収入・支出の総額 52,500円

(1) 収入総額 52,500円

ア 前年繰越額 63,000円

イ 本年収入額 60,700円

(2) 支出総額 2,300円

2 収入・支出の内訳 63,000円

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附

(ウ) 寄附 2,300円

a 個人からの寄附 2,300円

合計 2,300円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (寄附者の住所)

その他の寄附 2,300円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ウ) 組織活動費 63,000円

合計 63,000円

政治団体の名称 所沢みんなの市長をつくる会
 報告年月日 平成19年12月4日

(平成19年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **根岸義幸後援会**
 報告年月日 平成19年12月21日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

ア 個人からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ その他経費

合計

政治団体の名称 **原ひろあき後援会**

報告年月日 平成19年12月26日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **ふじみ野市政治研究会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **武藤 博**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **ふじみ野市長**
 報告年月日 平成19年12月26日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 寄附・交付金

合計

政治団体の名称 **松川やすあき後援会**

報告年月日 平成19年12月27日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

合計

政治団体の名称	報告年月日	報告年月日	政治団体の名称	報告年月日	報告年月日	政治団体の名称	報告年月日	報告年月日
吉田文則後援会賢友会	平成19年12月13日	平成19年12月13日	元氣な吉川をつくる会	平成19年12月19日	平成19年12月19日	緑政会	古寺貞之	三芳町議会議員
(平成19年分)			(平成15年分)			[寄附の内訳]		
1 収入・支出の総額	0円	0円	1 収入・支出の総額	375,109円	375,109円	ア 個人からの寄附	(金額)	(寄附者の住所)
(1) 収入総額	0円	0円	(1) 収入総額	0円	0円	伊藤正勝	150,000円	吉川市
(2) 支出総額	0円	0円	イ 前年繰越額	0円	0円	その他の寄附	187,109円	
合計			合計			ア 政治活動費		
400,000円			400,000円			(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		
400,000円			400,000円			a その他の事業費		
400,000円			400,000円			a 個人からの寄附		
400,000円			400,000円			(イ) 収入の内訳		
400,000円			400,000円			ア 政治活動費		
400,000円			400,000円			(イ) 収入総額		
400,000円			400,000円			イ 前年繰越額		
400,000円			400,000円			イ 本年収入額		
400,000円			400,000円			(2) 支出総額		
400,000円			400,000円			2 収入・支出の内訳		
400,000円			400,000円			(1) 収入の内訳		
400,000円			400,000円			ア 個人の負担する党費又は会費		
400,000円			400,000円			イ 寄附		
400,000円			400,000円			(イ) 寄附		
400,000円			400,000円			a 個人からの寄附		
400,000円			400,000円			380,415円		
400,000円			400,000円			122,415円		
400,000円			400,000円			258,000円		
400,000円			400,000円			226,312円		
400,000円			400,000円			18,000円		
400,000円			400,000円			(36人)		
400,000円			400,000円			240,000円		

合 計		258,000円	(2) 支出の内訳	
〔寄附の内訳〕			ア 政治活動費	
ア 個人からの寄附	(金額)	(寄附者の住所)	イ 組織活動費	38,546円
伊藤正勝	100,000円	吉川市	イ 機関紙誌の発行その他の事業費	2,840円
阿部民子	100,000円	吉川市	ア その他の事業費	2,840円
その他の寄附	40,000円		イ その他の経費	7,520円
(2) 支出の内訳			合 計	48,906円
ア 政治活動費			(平成18年分)	
イ 組織活動費	10,928円		1 収入・支出の総額	142,697円
イ 機関紙誌の発行その他の事業費	199,624円		(1) 収入総額	132,697円
ア 機関紙誌の発行事業費	199,624円		イ 前年繰越額	10,000円
イ その他の経費	15,760円		イ 本年収入額	10,000円
合 計	226,312円		(2) 支出総額	36,976円
(平成17年分)			2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額	181,603円		(1) 収入の内訳	
(1) 収入総額	154,103円		ア 寄附	
ア 前年繰越額	27,500円		イ 寄附	
イ 本年収入額	27,500円		ア 個人からの寄附	
(2) 支出総額	48,906円		(寄附者の氏名)	(金額)
2 収入・支出の内訳			ア その他の寄附	10,000円
(1) 収入の内訳	22,000円		(2) 支出の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(44人)		ア 政治活動費	31,187円
イ 寄附			イ 組織活動費	5,789円
イ 寄附	5,500円		イ その他の経費	36,976円
ア 個人からの寄附	27,500円		合 計	
〔寄附の内訳〕			(平成19年分)	
ア 個人からの寄附	(金額)	(寄附者の住所)	1 収入・支出の総額	105,721円
その他の寄附	5,500円		(1) 収入総額	105,721円
			ア 前年繰越額	105,721円

イ 本年収入額		0円		(平成17年分)	
(2) 支出総額	23,262円	1 収入・支出の総額			
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額			0円
(1) 支出の内訳		(2) 支出総額			0円
ア 政治活動費		(平成18年分)			
(イ) 組織活動費	15,312円	1 収入・支出の総額			
(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,470円	(1) 収入総額			0円
a その他の事業費	1,470円	(2) 支出総額			0円
(ハ) その他の経費	6,480円	(平成19年分)			
合 計	23,262円	1 収入・支出の総額			
政治団体の名称	田中ノルカ後援会	(1) 収入総額			0円
報告年月日	平成19年12月12日	(2) 支出総額			0円

埼玉県選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
(平成19年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日
神 風 英 男	衆議院小選挙区選出議員	神風英男後援会	主たる事務所の所在地	新座市東北二二三一九成城ビル	朝霞市三原一六一	平成十九年十二月 十四日
山 根 隆 治	参議院選挙区選出議員	さわやか会	会計責任者	醍 醐 和 男	片 野 広 隆	平成十九年十二月二十五日

埼玉県選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
(平成19年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届 出 年 月 日
天 野 幸 男	川口市議会議員	天野ゆきおと明日を語る会	平成十九年十二月 六日	平成十九年十二月 六日

武原高古井
藤橋寺上
浩東貞
博明治之久

埼玉県議会議員
三芳町議会議員
日高市議会議員
川口市議会議員
ふじみ野市長

政治環境研究会久和会
緑政会
高橋東治後援会
彩浩会
ふじみ野市政治研究会

平成十九年十二月 十六日
平成十九年十一月 十六日
平成十九年十一月 三十日
平成十九年十二月 二十六日
平成十九年十二月 二十二日

平成十九年十二月 十八日
平成十九年十二月 三日
平成十九年十二月 十二日
平成十九年十二月 二十六日
平成十九年十二月 二十六日

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)